令和5年度

教育行政執行方針



安平町教育委員会

令和5年度教育行政執行方針

令和5年第2回安平町議会定例会の開会にあたり、私の所信と教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申 し上げます。

1 はじめに

町内の両認定こども園における魅力的な教育・保育並びに参加者の想いに寄り添い、その主体性を尊重しながら行われている「あびら教育プラン」は、「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」の実践自治体としての土壌づくりに多大な貢献をしていると受けとめております。とりわけ「児童の権利に関する条約(通称:子どもの権利条約)」にうたわれている原則及び権利の体現ともいえる遊びや学びは、子どもの可能性を広げ、高めるとともに、変化の激しい社会を生き抜く資質と能力の育成につながっており、今後も就学前を含め子どもを対象とした学びの場において大切にしていくべき基本的な姿勢であると認識しております。

昨年10月末を以て早来地区における学校建設が竣工しました。北海道胆振東部地震に端を発し、凡そ4年間にわたって多くの皆様から特段のご理解とご協力をいただいてまいりましたことにあらためて感謝申し上げます。おかげさまで早来小学校と早来中学校の子どもたちは、3学期の始業式となった1月16日に新校舎での生活を開始することができました。4月には、安平小学校、遠浅小学校の子どもたちも加わって早来学園が開校し、義務教育学校としての歴史が始まります。平成30年度から小中一貫教育に取り組んでいる追分小学校、追分中学校とともに9年間の系統性・連続性に配慮した教育課程の編成・実施に努めながら安平町の学校教育のさらなる充実を目

指してまいります。

社会教育につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や開催規模の縮小などを余儀なくされてきた経緯がございますが、事業の企画や実施の可否についての判断、感染防止対策を講じての運営等に教育委員会事務局が支援の手を差し伸べたことも少なからずございました。結果として事業を主催した団体やそこに参加した方々の生きがいや喜びにつながったことを考慮すると、今後もコロナ禍が続く状況下においては、基本的な感染防止対策を講じることへのご理解をいただきながら主催者や参加者が安心して学び、楽しめる機会の企画・準備・運営等について支援を続ける必要があると考えております。

『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』が変更されましたが、今後も国や北海道が示す通知等の内容を確認するとともに、安平町及び近隣の市町の状況を勘案しながら、全ての世代の学びを保障する考え方を基本として安平町の教育に取り組んでまいります。

2 就学前教育・保育、子育て支援の充実

(1) 就学前教育・保育の推進

安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに寄与すること を目的として、病児病後児保育の環境整備について医療機関や認 定こども園のご協力をいただきながら検討してまいります。

(2) 子育て支援の充実

「子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI)」の実践自治体として子どもの社会参画を保障する活動の機会を一層充実できるよう努めてまいります。特に、「あびら教育プラン」を主軸として子どもたちの想いを形にできるよう進めてまいります。

3 学校教育の充実

(1) 授業改善の推進による教員の授業力の向上

教員の授業改善及び授業力のさらなる向上を目指し、「安平町ハンドブック『主体的・対話的で深い学び』の実現〜実現する子どもの姿をイメージした授業づくり〜」の活用によりピクトグラムを意識した授業の組み立てについて指導・助言に努めてまいります。

また、児童生徒の学びの幅を広げ、学習内容の理解が深められる 授業の実現を目指し、ICT機器やデジタル教材の有効活用につ いてのスキル向上を目的とした研修機会の充実に努めてまいりま す。

(2)「社会に開かれた教育課程」の充実

「あびら教育プラン」の教育課程(主として総合的な学習の時間) への位置付けを拡充することで、児童生徒の発達段階に応じた探 究的な学習活動を実現するとともに、教員の知見を高め、児童生徒 の学習活動がさらに充実するよう努めてまいります。

また、地域の方々を講師に招いての体験的な学習や地元の企業や事業所と連携して実施しているキャリア教育は安平町の教育の特長であり、今後もご指導いただく皆様のご理解とご協力のもと児童生徒が地域の魅力に触れながら学べる機会を設定してまいります。

さらに、地域学校協働本部を立ち上げ、学校運営協議会と連携しながら学校を核とした地域づくりを進めるために、地域プロジェクトマネージャー(LPM)を配置して学校と地域の連携・協働体制の構築を進めてまいります。

(3) 小中一貫教育の充実

小中一貫教育が目指す9年間の系統性・連続性に配慮した教育 課程の適切な編成・実施に関することをはじめとして、参考にした い事例についての研修及び自校への導入の検討について有効と判 断した学校への視察研修等の機会の充実に努めてまいります。

(4) 特別支援教育の充実

町内の学校における児童生徒が自身の特性に適した環境において安心して学習に取り組み楽しく生活するうえで重要な役割を果たしている安平町教育支援委員会につきましては、答申のみを目的とした組織ではなく、必要な情報の共有や貴重な研修の機会として機能させることで、各校におけるより適切な指導と支援につながるよう努めてまいります。

また、通常学級と特別支援学級の児童生徒が交流・共同学習に取り組む機会を充実することで、全ての教師が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障がいのある児童生徒に対する組織的な対応力を高めるとともに、児童生徒の相互理解につながるようインクルーシブ教育を推進してまいります。

(5) 学校における働き方改革の推進

校務支援システムの導入により教職員が本務に専念できる時間 が確保され、児童生徒への教育がさらに高められるよう努めてま いります。

また、中学校における部活動につきましては、引き続き部活動指導員の配置を促し、教員の負担軽減に努めてまいります。加えて、休日の部活動の地域への移行を令和7年度末までに実現できるよう受け皿である総合型地域スポーツクラブ等のご理解とご協力をお願いしながら進めてまいります。

(6) 教職員の服務規律の徹底

昨年1月に安平町校長会が策定した「安平町立学校職員コンプライアンス宣言」及び「安平町立小・中学校で取り組む内容」につきましては、安平町校長会より内容の一部を見直す考え方が示されたことを受け、改定に際して適切な指導・助言を行うとともに、教職員の服務に対する自覚が向上し、信頼される学校となるよう努めてまいります。

4 追分高等学校への支援の充実

(1) 町としての新たな支援

希望する生徒、教職員に対して学校給食を提供します。また、町内外を問わずJRを利用して通学する全ての生徒に対して定期券購入に係る費用を全額補助します。さらに、生徒一人に対して一台配置するタブレットについては同じ機種の端末を供与することで、生徒・教員共に授業に取り組みやすい環境を調えます。

(2) 町として継続する支援

在籍する生徒が自身の興味・関心に応じて学習できる環境を調え、高校の魅力化に寄与することを目的に進めております学社融合による選択教科への講師の派遣を行います。また、就学に係る費用の援助、奨学金の貸付・給付、各種検定・資格取得に係る検定料の半額補助、全道・全国大会等に出場する生徒への遠征費等の補助を行ってまいります。

(3) 高校存続のための実績の報告

町としての高校への支援内容に加え、在籍生徒の各種活動実績、安平町との包括連携協定を締結した栗山町の介護福祉学校への進学実績、安平町誘致企業会による就労支援懇話会の取組内容と生徒の進学率・就職率の状況、学校運営協議会及び追分高等学校存続支援協議会での協議内容、その他在籍生徒が前向きに登校し、学び、地域に貢献している状況等について設置者である北海道に報告し、学校存続の意義についてご理解いただくよう努めてまいります。

5 社会教育の充実

(1) 早来学園図書室の利用の促進

早来学園の図書室につきましては、学校図書館としての機能だけでなく、公民館図書室としての機能を有することから、図書館司

書やコンシェルジュ等との情報を共有するとともに、利用者の二 一ズの把握に努め、地域の皆様に広くご利用いただくための方策 を講じてまいります。

(2) 平和教育の充実

児童生徒が平和と命の尊さについて学び、深く考える機会として、広島市で開催される広島平和記念式典への派遣を行います。

また、派遣者が研修した内容等をより多くの児童生徒が共有できるよう学校の考え方も参考に報告会の実施の仕方について検討するとともに、公民館を活用したパネル展を開催してまいります。

(3) 鉄道資料館整備事業に係る再検討

SLの屋外展示やミニSLの運行等については、安平町追分S L保存協力会にご協力、ご指導をいただきながら実施しておりま すが、今後の在り方について、関係する方々からのご意見を伺いな がら検討してまいります。

(4) 生涯学習フェスティバルでの団体への支援

協賛団体の活動への意欲と団体相互の交流が期待される生涯学習フェスティバルにおいて各団体の運営等に対し適切な支援を行ってまいります。

- (5) 町民自らが企画・立案・運営する学習活動に対する支援 学習や社会参加への意識を高め、自ら啓発に努める学習活動を 促進する生涯学習活動促進事業を支援してまいります。
- (6) 国際理解教育の推進並びに地域間交流への支援

外国の文化や異文化コミュニケーションについて学ぶことを通じて、世界に目を向ける契機となるよう、国際理解教育や国際交流、地域間交流の取組を進めるとともに、それらに対する町民及び関係団体の活動を支援してまいります。

(7) 生涯スポーツの支援

町民の体力や健康の維持・増進を目的として、年齢や体力に応じ

て気軽にできるスポーツ事業や運動教室、各種スポーツ大会等を スポーツ推進員はもとより、スポーツセンター指定管理者、民間企 業やスポーツ団体と連携した取組を推進してまいります。

また、安平町の特長を生かしたスポーツに取り組む人を引き続き支援してまいります。

(8) 社会体育施設の利用促進

昨年、JOCの認定施設となりましたスポーツセンターにつきましては、町民はもとより実業団や大学などからも高い評価を受けておりますことから、今後も指定管理者と連携しながら利用サービス及び施設・設備の認知度の向上に努めてまいります。

(9) 町民センター改修に係る実施設計の実施

公民館施設としての機能に防災支援施設及び社会体育施設の機能を加えた新たな町民センターを念頭に、令和6年度からの改修 工事に向けて町民の声を受けとめ実施設計を進めてまいります。

6 おわりに

以上、令和5年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方並び に施策の一端について申し上げました。

就学前の教育・保育、学校教育、社会教育全ての領域に対して町内外から熱い視線が注がれる安平町において、令和5年度は、特にソフト面での充実に力点を置いて各種取組に着手する必要があると考えております。学校、関係機関、団体等との連携を大切にするとともに、様々な事例から学び、多くの方からのご意見に耳を傾けながらより充実した教育の展開を目指してまいります。

引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。